

# 住民監査請求書

2023年3月14日

加美町監査委員 御中

請求者

別紙当事者目録に記載の通り

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

## 1. 請求の要旨

### (1) 財務会計行為

- ① 令和2年3月27日加美町長は、加美町字芋沢横欠1番8、1番9、1番11、1番12、1番13の町有地（以下「本件町有地」という）について、合同会社JRE宮城加美（以下「JRE宮城加美」という）と条件付地上権設定契約を結んだ（以下「本件地上権契約」という－【資料1】）。同契約は、JRE宮城加美が本件町有地上で大規模風力発電事業を営むためのもので、地上権設定契約であることから、議会の議決を経ず、町長権限で締結した。
- ② 本件地上権契約第1条1項において、本件町有地に農地法第5条の許可が出れば、条件が成就し地上権が設定されることになっているところ、農地法の許可が下りたので、令和3年2月15日、地上権設定登記がなされた【資料2の1乃10－登記情報】。
- ③ 本件においては、①の地上権設定契約の締結が住民監査請求の対象となる行為である。

(2) 本件契約締結手続の重大な違法

- ① 本件地上権契約は、第 12 条 2 項で、「甲（加美町）の乙（JRE 宮城加美）に対する一切の債権（本契約に基づく地代債権を含むが、これに限られない。以下「本件債権」という。）に対する乙の支払いは、本事業に関してその時々乙が保有する現金、預金および財産（以下、総称して「責任財産」という。）に限定される」という責任財産限定条項を有しており、「責任財産の一切がすべて換価処分され、甲その他乙の債権者に分配された場合には、本件債権がなお残存する場合でも、甲はその残存する本件債権を放棄したものとみなす」として、責任財産以上の請求権をあらかじめ放棄している。
- ② また、第 12 条第 3 項では、加美町が、JRE 宮城加美の資産について、強制執行、保全命令を申立てる権利を放棄し、同 5 項では留置権や先取特権、同 6 項では相殺権を放棄している。
- ③ JRE 宮城加美は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が出資をした合同会社であるが、出資者本体とは切り離され、基礎財産が少ない状態であり、ただでさえ、財産がない合同会社に対し、責任財産の限定や債権保全のための重要な権利を放棄する契約は、事業終了後の原状回復や万が一、風力発電施設で事故が起こった場合に適切な対応を事業者を求めることを不可能にする恐れがあり、加美町の財産や住民の安心・安全な生活を守ることを困難にする不平等な内容である。  
このような責任限定契約は、風力発電のための国有林の貸付契約【資料 3】や他の自治体と風力発電事業者との契約では存在しなかった。
- ④ 地方自治法第 96 条 1 項 10 号は、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する」場合には、地方議会の議決を経なければならないと定めている。加美町が土地所有者として本来持っている重要な権利を放棄する内容を含む本件地上権契約は、本来は議会の承認なしにはできないものである。それにもかかわらず、本件地上権契約

は、議決を経ていない。

すなわち、本件地上権契約は、本来必要な議会の議決がなされないで締結されたものであり、議会の権限を無視した手続に重大な瑕疵があり、違法・無効な契約である。

- ⑤ なお、権利の放棄によって、事業者に過大な便宜を図る内容の契約を、議会の議決なしで締結したことは、法の趣旨を害する程度に「重大な手続的瑕疵」であり、本件契約は違法・無効であると考ええる。

(3) 加美町に対して措置を求める内容について

① 「権利の放棄」にあたる条項の削除または変更を求める。

② 契約の違法状態が解消するまでの間、違法な契約に基づく町有地利用の一時停止を求める。

(4) なお、本件では契約締結日より1年以上経過している。

しかし、本件地上権契約では、同第12条4項に「甲（加美町）は、本契約の存在および内容ならびに本契約に関し当事者間で既に開示または交換され、今後交換される情報につき、乙（JRE 宮城加美）の事前の同意を得ることなく第三者に開示または漏洩しない。」という条項があり、契約の存在自体を町民に対して秘することができる条項が付されている。

また、上記のとおり、本件地上権契約は、加美町に損害が及ぶことを回避するための重大な権利をあらかじめ放棄するという内容を含み、議会の関与無しには締結できない契約にもかかわらず、実際は、議会の審議を経ずに締結されたものであり、議会ですら契約内容を知らなかったのに、住民である請求人らが本件地上権契約の内容や違法性について知り、1年以内に住民監査請求を起すことは不可能であった。

請求人らは、令和4年10月4日の地域での集会において契約の条項について初

めて知り【資料 4－勉強会の新聞記事】、本件地上権契約の内容を検討した上で、速やかに住民監査請求を行っており、相当な期間内に住民監査請求を行っている。

#### (5)まとめ

地方自治法が一定の重要な行為について議会の議決が必要であるとしているのは、強大な権限を持つ首長が暴走しないように、首長と同じく住民から選ばれた議員からなる議会が監督するためである。

現在、加美町における大規模風力発電施設の建設は、土砂災害の誘発、水源の枯渇、貴重な自然生態系の破壊や景観破壊、健康被害の恐れなどの懸念が広がり、住民にとって大きな問題となっている。

本件地上権契約は、風力発電事業に関して、災害や事故が起こったり、事業者の経営が上手くいかなかった場合に、加美町が取ることができる最低限の手段も放棄するものであり、このような契約を議会の検討も無しに締結することは、住民の意思や権利をないがしろにするもので、到底容認できない。加美町は、事業者のためにあるべきでなく、住民のためにあるべきである。

たとえ、既に結んだ契約であっても、条件の変更を求めて再交渉すべきであり、風力発電事業が町に与える影響を再検討すべきである。

加美町の未来のために、手続を踏まずに行われた違法な契約について、風力発電事業のあり方について再度検討することを求めて、本監査請求を申立てる。

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、以上の通り必要な措置を請求します。